

球局にあつては、免許等をする時期の直前の一定日）に免許等を受けた当該種別の無線局に係る免許等の有効期間の満了の日までの期間とする。

2 前項の規定は、次の各号に掲げる無線局には適用しない。

「一〇十三 略」

十四 包括免許に係る特定無線局であつて、電気通信業務を行うことを目的として開設するもの（設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信を行う無線局並びに同条第十一号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局のうち二、五四五MHzを超え二、五七五MHz以下及び二、五九五MHzを超え二、六四五MHz以下の周波数の電波を使用するものを除く。）

2

「同上」

「一〇十三 同上」

十四 包括免許に係る特定無線局であつて、電気通信業務を行うことを目的として開設するもの

備考 表中の「」の記載は注記である。

○無線局免許手続規則の一部を改正する省令案 新旧対照表
無線局免許手続規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号)

(傍線部分は改正箇所)

改正後	改正前
<p>(再免許の申請)</p> <p>第十六条 再免許を申請しようとするときは、再免許申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添えて総務大臣又は総合通信局長に提出して行わなければならない。</p> <p>〔一〇六 略〕</p> <p>七 免許の期間における業務の概要(基幹放送局、気象援助局、標準周波数局、多重無線設備の固定局、陸上移動業務の無線局、携帯移動業務の無線局、携帯移動地球局、無線呼出局、船舶局、航空機局、無線標識局及び施行規則第三十八条の二の規定により業務日誌の備付けを省略することができる無線局を除く。ただし、設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信を行う無線局並びに同条第十一号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局のうち二、五四五MHzを超え二、五七五MHz以下及び二、五九五MHzを超え二、六四五MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつてはこの限りではない。)</p> <p>〔八〇十 略〕</p> <p>〔二〇五 略〕</p> <p>第十六条の二 再免許の申請が陸上移動局(設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信を行う無線局並びに同条第十一号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局のうち二、五四五MHzを超え二、五七五MHz以下及び二、五九五MHzを超え二、六四五MHz以下の周波数の電波を使用するものを除く。)、携帯局、アマチュア局(人工衛星等のアマチュア局を除く。)、簡易無線局及び構内無線局に関するものときは、前条第一項の規定</p>	<p>(再免許の申請)</p> <p>第十六条 〔同上〕</p> <p>〔一〇六 同上〕</p> <p>七 免許の期間における業務の概要(基幹放送局、気象援助局、標準周波数局、多重無線設備の固定局、陸上移動業務の無線局、携帯移動業務の無線局、携帯移動地球局、無線呼出局、船舶局、航空機局、無線標識局及び施行規則第三十八条の二の規定により業務日誌の備付けを省略することができる無線局を除く。)</p> <p>〔八〇十 同上〕</p> <p>〔二〇五 同上〕</p> <p>第十六条の二 再免許の申請が陸上移動局、携帯局、アマチュア局(人工衛星等のアマチュア局を除く。)、簡易無線局及び構内無線局に関するものであるときは、前条第一項の規定にかかわらず、再免許申請書に添える書類に代えて再免許申請書に次の各号に掲げる事項を記載するものとする。</p>

にかかわらず、再免許申請書に添える書類に代えて再免許申請書に次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

〔一〇五 略〕

(特定無線局の再免許の申請)

第二十条の八 特定無線局の再免許を申請しようとするときは、再免許申請書に次に掲げる事項(特定無線局(法第二十七条の二第二号に掲げる無線局に係るものに限る。))に係る申請にあつては、次に掲げる事項(第八号に掲げる事項を除く。)及び無線設備を設置しようとする区域)を記載した書類を添えて総合通信局長に提出して行わなければならない。

〔一〇四 略〕

五 将来の業務計画等(設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信を行う無線局並びに同条第十一号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局のうち二、五四五MHzを超え二、五七五MHz以下及び二、五九五MHzを超え二、六四五MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。)

六 免許の期間における業務の概要(設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信を行う無線局並びに同条第十一号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局のうち二、五四五MHzを超え二、五七五MHz以下及び二、五九五MHzを超え二、六四五MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。)

七・八 [略]

〔二〇三 略〕

別表第二号第2 地一般放送局、非常局、気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、海岸局、基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、移動局、特定実験試験局、実験試験局、固定局、航空局、無線標識局、無線航行陸上局、無線標

〔一〇五 同上〕

(特定無線局の再免許の申請)

第二十条の八 特定無線局の再免許を申請しようとするときは、再免許申請書に次に掲げる事項(特定無線局(法第二十七条の二第二号に掲げる無線局に係るものに限る。))に係る申請にあつては、次に掲げる事項(第六号に掲げる事項を除く。)及び無線設備を設置しようとする区域)を記載した書類を添えて総合通信局長に提出して行わなければならない。

〔一〇四 同上〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

五・六 [同上]

〔二〇三 同上〕

別表第二号第2 [同上]

定陸上局、無線標定移動局、無線測位局、海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、携帯移動地球局及び地球局の無線局事項書の様式（第4条、第12条関係）（実験試験局については、総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

【表 略】

【注1～7 略】

8 6の欄の記載は、次によること。

【(1)～(4) 略】

(5) 設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信を行う無線局並びに同条第十一号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局のうち二、五四五MHzを超え二、五七五MHz以下及び二、五九五MHzを超え二、六四五MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては、(4)の規定にかかわらず、免許の有効期間における業務計画及び当該計画が確実に実施される根拠を記載することとし、再免許の申請の場合は、(2)の規定にかかわらず、免許の期間中における業務の概要として、当該無線局に係る総務大臣の認定を受けた開設計画の実施状況又は現に受けている免許の申請時に提出した将来の業務計画等の実施状況を記載すること。ただし、記載事項の内容が現に免許を受けているこれらの無線局に係る業務計画等若しくは免許の期間中における業務の概要と同一のものとなる場合又は2以上のこれらの無線局を一体として一の業務計画による業務を行う場合は、これらの無線局のうち主たる無線局以外の無線局については、その旨を記載して、該当事項の記載を省略することができる。

【9～29 略】

【表 同上】

【注1～7 同上】

8 【同上】

【(1)～(4) 同上】

【注の細分を加える。】

【9～29 同上】

別表第二号の四 特定無線局の無線局事項書及び工事設計書の様式(第20条の5及び第20条の8関係)

別表第二号の四 [同上]

[表 略]

[表 同上]

[注1～8 略]

[注1～8 同上]

9 7の欄の記載は、次によること。

9 [同上]

[(1)・(2) 略]

[(1)・(2) 同上]

(3) 設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信を行う無線局並びに同条第十一号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局のうち二、五四五MHzを超え二、五七五MHz以下及び二、五九五MHzを超え二、六四五MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては、免許の有効期間における業務計画及び当該計画が確実に実施される根拠を記載することとし、再免許の申請の場合は、免許の期間中における業務の概要として、当該無線局に係る総務大臣の認定を受けた開設計画の実施状況又は現に受けている免許の申請時に提出した将来の業務計画等の実施状況を記載すること。ただし、記載事項の内容が現に免許を受けているこれらの無線局に係る業務計画等若しくは免許の期間中における業務の概要と同一のものとなる場合又は2以上のこれらの無線局を一体として一の業務計画による業務を行う場合は、これらの無線局のうち主たる無線局以外の無線局については、その旨を記載して、該当事項の記載を省略することができる。

[10～32 略]

[10～32 同上]

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、平成二十九年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現に免許を受けている設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信を行う無線局並びに同条第十一号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局のうち二、五四五MHzを超え二、五七五MHz以下及び二、五九五MHzを超え二、六四五MHz以下の周波数の電波を使用するものの免許の有効期間については、なお従前の例による。

3 設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信を行う無線局並びに同条第十一号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局のうち二、五四五MHzを超え二、五七五MHz以下及び二、五九五MHzを超え二、六四五MHz以下の周波数の電波を使用するものの無線局事項書の様式は、この省令による改正後の免許規則別表第二号第二及び別表第二号の四の様式にかかわらず、平成三十四年九月三十日までを免許の日とする申請に係るものについては、なお従前の様式によることができる。